

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要な・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.48

2016年9月7日

「H&H 中国最新法令情報」(No.48)をお送りします。

本号では、《主要法令》として、1月1日から3月31日までに公布又は施行された法令を紹介しています。《中国法務「基本のき」》では、「中国の善意取得制度」を取り上げました。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■主要法令（1～3月）	2
【行政法規】	2
一部行政法規の改正に関する決定	2
【部門規章】	2
不動産登記暫行条例実施細則	2
【司法解釈】	3
「中華人民共和国物権法」の適用に係わる若干問題に関する解釈（一）	3
人民検察院が提起する公益訴訟案件の審理に関する人民法院の試験的業務実施弁法	3
特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）	4
■中国法務「基本のき」	5

主要法令 (1~3月)

【行政法規】

■ 关于修改部分行政法规的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国务院令 第 666 号

[发布日期] 2016 年 2 月 6 日

[实施日期] 2016 年 2 月 6 日

[概要]

为使行政简化, 本《决定》对 66 部行政法规的相关规定统一进行了修改。

据此, 45 项生产经营活动许可和资质资格认定核准被废止。

另外, 29 项审批项目被移交地方政府接管, 57 项登记前置审批事项改为后置审批。其中, 包含《外商投资电信企业管理规定》、《旅行社条例》等与外商投资相关的项目。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/2016-03/01/content_5047849.htm

■ 一部行政法规の改正に関する決定

[発布部門] 國務院

[発布番号] 國務院令 第 666 号

[発布期日] 2016 年 2 月 6 日

[実施期日] 2016 年 2 月 6 日

[概要]

本「決定」は、行政の簡素化のため、66 の行政法規の關係規定を一括して改正したものである。

これにより、45 項目の生産經營活動許可及び資質資格認定許可が廃止された。

そのほか、29 項目の審査認可が地方政府に移管され、57 項目の審査認可が登記前取得を登記後の取得に変更された。この中には、「外商投資電信企業管理規定」、「旅行社条例」等の外商投資に関連する項目が含まれている。

【部門規章】

■ 不动产登记暂行条例实施细则

[发布部门] 国土资源部

[发布文号] 国土资源部令 第 63 号

[发布日期] 2016 年 1 月 1 日

[实施日期] 2016 年 1 月 1 日

[概要]

本《实施细则》是去年 3 月 1 日施行的《不动产登记暂行条例》的实施细则, 规定了不动产登记制度的详细内容。

本《实施细则》对《暂行条例》中规定的不动产登记资料的查阅制度进行了具体的规定。只是, 中国的不动产登记簿与日本不同, 不是谁都可以查阅不动产登记簿。可以查阅、复制不动产登记资料的仅限权利人及不动产交易、继承、诉讼等涉及的利害关系人 (第 97 条)。

[法令原文] http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/tdglflfg/201601/t20160115_1395046.htm

■ 不動産登記暫行条例実施細則

[発布部門] 国土資源部

[発布番号] 国土資源部令 第 63 号

[発布期日] 2016 年 1 月 1 日

[実施期日] 2016 年 1 月 1 日

[概要]

本「実施細則」は、昨年 3 月 1 日に施行された「不動産登記暫定条例」の実施細則で、不動産登記制度の詳細が規定されている。

本「実施細則」は、「暫定条例」に定める不動産登記資料の閲覧制度についても具体的な規定をおいている。ただ、中国の不動産登記簿は、日本と異なり、誰でも不動産登記簿を閲覧できるというわけではない。不動産登記資料を閲覧し、複製できるのは、権利者及び不動産取引、相続、訴訟等に係わる利害関係人に限定されている (第 97 条)。

【司法解釈】

■ 关于适用《中华人民共和国物权法》若干问题的
解释(一)

[发布部门] 最高人民法院
[发布文号] 法释[2016]5号
[发布日期] 2016年2月22日
[实施日期] 2016年3月1日
[概要]

本《解释》是2007年制定的中国《物权法》的司法解释。

本《解释》共22条,对不动产登记的错误与民事诉讼的关系(第1条、第2条)、异议登记与确权诉讼的关系(第3条)、预告登记的效力(第4条、第5条)、产生物权变动效力的法律文书的范围(第7条、第8条)、按份共有人的优先购买权(第9条~第14条)、善意取得的要件(第15条~第21条)等进行了规定。

关于中国的善意取得制度的概要,请参照下述《中国法務「基本のき」》。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-16672.html>

■ 人民法院审理人民检察院提起公益诉讼案件试点工作
实施办法

[发布部门] 最高人民法院
[发布文号] 法发[2016]6号
[发布日期] 2016年2月25日
[实施日期] 2016年3月1日
[概要]

中国《民事诉讼法》对污染环境、侵害众多消费者权益等损害社会公共利益的行为,认可一定的组织提起的“公益诉讼”(第55条)。根据《民事诉讼法》的规定,全国人大常委会于去年7月授权最高人民检察院在部分地区开展公益诉讼试点工作。

本《实施办法》对于人民检察院提起公益诉讼的诉讼手续进行了规定,在北京、内蒙古、吉林、江苏、安徽、福建、山东、湖北、广东、贵州、云南、陕西、甘肃等13个省、自治区、直辖市施行。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-16882.html>

■ 「中華人民共和国物権法」の適用に係わる若干
問題に関する解釈(一)

[発布部門] 最高人民法院
[発布番号] 法释[2016]5号
[発布期日] 2016年2月22日
[実施期日] 2016年3月1日
[概要]

2007年に制定された中国の「物権法」の司法解釈である。

本「解釈」は全22条からなり、不動産登記の誤りと民事訴訟の関係(第1条、第2条)、異議登記と権利確認訴訟の関係(第3条)、予告登記の効力(第4条、第5条)、物権変動の効力を生じさせる法律文書の範囲(第7条、第8条)、持分共有者の優先購入権(第9条~第14条)、善意取得の要件(第15条~第21条)等について規定している。

中国の善意取得制度の概要については、下記《中国法務「基本のき」》をご参照ください。

■ 人民検察院が提起する公益诉讼案件の審理に
関する人民法院の試験的業務実施弁法

[発布部門] 最高人民法院
[発布番号] 法发[2016]6号
[発布期日] 2016年2月25日
[実施期日] 2015年3月1日
[概要]

中国の「民事訴訟法」は、環境汚染、多数の消費者の権益侵害等社会公共の利益を害する行為について、一定の組織が「公益诉讼」を提起することを認めている(第55条)。この「民事訴訟法」の規定に基づき、全人代常務委員会は、昨年7月、一部地域においてこの公益诉讼を提起する権限を最高人民検察院に試験的に付与した。

本「実施弁法」は、人民検察院が提起する公益诉讼の訴訟手続について規定したもので、北京、内モンゴル、吉林、江蘇、安徽、福建、山東、湖北、広東、貴州、雲南、陝西、甘肅等13の省、自治区及び直轄市で施行されている。

■关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释（二）

[发布部门] 最高人民法院
[发布文号] 法释[2016]1号
[发布日期] 2016年3月21日
[实施日期] 2016年4月1日
[概要]

中国的《专利法》除发明专利外，将实用新型及外观设计也作为“专利”予以保护。对于这些“专利”的侵害诉讼，最高人民法院于2009年12月制定了《关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释》，于2010年施行。

本《解释》在2009年《解释》的规定的基礎上，对于侵犯专利诉讼程序和判断标准提供了具体的方针。其中，包含权利要求解释、间接侵权、标准实施抗辩、合法来源抗辩、停止侵权行为、赔偿额计算、专利无效对侵权诉讼的影响等，特别是为专利诉讼中由来已久的“周期长、举证难、赔偿低”等问题提供了解决方法。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-18482.html>

■特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)

[發布部門] 最高人民法院
[發布番号] 法釋[2016]1号
[發布期日] 2016年3月21日
[實施期日] 2016年4月1日
[概要]

中国の「特許法」は、発明特許だけでなく、実用新案及び意匠も「特許」として保護している。これら「特許」の侵害訴訟について、最高人民法院は、2009年12月に「特許権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を制定し、2010年に施行した。

本「解釈」は、2009年の「解釈」の規定に加えて、特許侵害訴訟手続及び侵害判断基準について具体的な指針を提供している。その中には、請求項の解釈、間接侵害、標準実施の抗弁、合法的出所の抗弁、侵害行為の差止、賠償額の計算、特許無効の侵害訴訟に対する影響等が含まれており、特に、特許訴訟における従来の「期間長、立証難、賠償少」等の問題に解決方法を提供している。

【劉楠、張娟、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国の善意取得制度

【ご質問】 中国では不動産についても「善意取得」が認められるということですが、「善意取得」とはどんな制度ですか。どのような場合に「善意取得」が認められるのですか。

■ 「善意取得」とは

「善意取得」というのは、たとえば、A から預かったカメラを、B が勝手に C に売ってしまった場合、B はカメラの所有者ではないので C はカメラを取得できないはずですが、C が「B がカメラの所有者だ」と信じていたときは、C はカメラの所有権を取得することができるという制度です。この場合、C は、「B がカメラの所有者ではない」という事実を知らなかった（つまり「善意」であった）結果、カメラを取得することになりますので、これを「善意取得」制度といいます。

この結果、A は C からカメラを取り戻すことができないことになりますから、B に損害賠償請求するほかありません。A には気の毒な結果になりますが、カメラを持っている人はカメラの所有者であるのが通常ですから、取引を安心して行えるようにするために、これを信じた C を保護することにしなければならないというのが、善意取得制度が採用されている理由です。

■ 日本の善意取得制度

善意取得制度について、日本の「民法」第 192 条は次のように規定しています。

「取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。」

この規定から明らかなように、日本の「民法」の下では、善意取得は動産についてしか認められません。その要件を列挙すると、以下のとおりとなります。

- (1) 目的物が動産であること
- (2) 有効な取引行為によって取得したこと

- (3) 無権利者から取得したこと
- (4) 平穩、公然、善意、無過失に取得したこと
- (5) 占有を取得したこと

なお、盗品又は遺失物の場合には、善意取得が成立する場合であっても、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から 2 年間は取り戻すことができることとなっています（「民法」第 193 条）。

■ 中国の善意取得制度

これに対し、中国の「物権法」第 106 条第 1 項は次のように規定し、動産だけでなく不動産についても善意取得を認めています。

「処分権のない者が不動産又は動産を譲受人に譲渡した場合、所有権者は回収する権利を有する。法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる状況に該当する場合、譲受人は当該不動産又は動産の所有権を取得する。

- (1) 譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時点で善意であったこと
- (2) 合理的な価格で譲渡されたこと
- (3) 譲渡される不動産又は動産が法律規定により登記すべきものである場合は、すでに登記がなされており、登記が不要な場合はすでに譲受人に引き渡しがなされていること」

上記「主要法令」で紹介した「最高人民法院の『中華人民共和国物権法』の適用に係わる若干問題に関する解釈（一）」（以下「司法解釈」という）は、上記要件をさらに明確に規定しています。

■ 「譲受人が当該不動産又は動産を譲り受けた時点で善意であったこと」という要件

「司法解釈」は、譲受人が不動産又は動産を譲り受けた時に譲渡人に処分権がないことを知らず、かつ重大な過失がない場合には、「善意」と認定すべきものと規定しています（「司法解釈」第 15 条第 1 項）。日本法の下では「無過失」が要求されますが、中国では「重大な過失」がなければ「軽過失」があっても善意取得が認められることとなっています。

「譲り受けた時」というのは、不動産の場合は「移転登記が完了した時」、動産の場合は「引渡しの時」をいいます（「司法解釈」第 18 条第 1 項）。

不動産の善意取得に関しては、以下の事情がある場合には、譲渡人は譲渡人に処分権を有しないことを知っていた、すなわち「善意」ではなかったと認定すべきものとされています（「司法解釈」第16条第1項）。

- (1) 登記簿に有効な異議登記がある場合
- (2) 予告登記の有効期間中であって、予告登記の権利者の同意を得ていない場合
- (3) 司法機関又は行政機関が法に従い不動産の権利を差し押さえ又はその他の形式により制限する旨の裁定、決定に関する事項が登記簿にすでに記載されている場合
- (4) 譲受人が登記簿に記載されている権利主体に誤りがあることを知っている場合
- (5) 他人がすでに法に従い不動産物権を享有していることを譲受人が知っている場合

不動産の譲受人が譲渡人に処分権がないことを知るべきであったことを真の権利者が証明した場合には、譲受人に重大な過失があると認定され、善意取得は認められないこととなっています（「司法解釈」第16条第2項）。

■ 「合理的な価格で譲渡されたこと」という要件

「合理的な価格」であるかどうかは、譲渡の目的物の性質、数量及び支払方法等の具体的な状況に応じて、譲渡時の取引地の市場価格及び取引慣習等の要素を参照して総合的に認定されます（「司法解釈」第19条）。

なお、「物権法」の規定上は必ずしも明確ではありませんが、「司法解釈」は、物権変動の原因となる譲渡契約が無効又は取消しにより効力を失った場合には、譲受人は善意取得により所有権その他の権利を取得したと主張することはできないと規定しています（「司法解釈」第21条）。

■ 「不動産又は動産がすでに登記又は引き渡しがなされていること」という要件

中国法上、一般に、不動産の権利の移転は不動産登記が完了したときに効力が生じ、動産の権利の移転は当該動産が引き渡されたときに効力が生じるとされています。

自動車等特殊な動産の譲渡については、中国でも引き渡しをした上で関係部門において登記手続を行う必要があります。これら登記（又は登録）を要する特殊な動産は、日本では、善意取得することはできないとされています。しかし、中国ではこれらについても善意取得が認められており、引き渡しが完了すれば、善意取得制度の要件(3)を充たすとされています（「司法解釈」第20条）。

■ その他

善意取得の制度は、中国法上、所有権以外の物権についても適用されます（「物権法」第 106 条第 3 項）。中国では不動産についても善意取得が認められますので、例えば土地使用権についても善意取得が認められることとなります。しかし、日本では、動産の所有権以外に善意取得が認められる権利としては、引き渡しにより権利が移転する動産上の質権及び一部の先取特権についてしか認められません。

【久田眞吾、劉楠】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。